## ひらつか

# 環境測定レポート

(令和2年度)

大気汚染

水質汚濁

騒音・振動

地盤沈下

土壌汚染

届出、立入検査

公害苦情



## はじめに

平塚市の環境行政の推進において、関係各位に対し、多大なる御協力をいただいておりますことに、深く感謝を申し上げます。

この冊子は、令和2年度に本市が実施した環境測定の結果及び環境法令等に基づく業務の 実施状況等をまとめたものです。

環境問題に対する知識と理解を深め、具体的な行動への足がかりの一助となるよう、幅広く御活用いただければ幸いです。

令和3年(2021年)8月

平塚市

#### 平塚市の位置と地勢

平塚市は、首都50キロ圏にあたる神奈川県のほぼ中央南部、東京から東海道本線を 西下し約1時間のところに位置している。東方は相模川を隔て茅ヶ崎市・寒川町に、北 方は厚木市・伊勢原市・秦野市の各市に、西方は中井町・二宮町・金目川を挟んで大磯 町に隣接している。

市域は、相模平野の南部に位置し、約4キロメートルの海岸線から西北に広がる扇型をなしている。地形は、相模川と金目川の下流域に発達した平野とそれを取り囲む台地及び丘陵からなっていて、背後には丹沢大山山麓を控え、富士箱根連山を遠望する四季温暖な気候に恵まれている。

市域面積 67.88km²

• 距 離 東西 約12,450m 南北 約10,200m

周囲 54,150m



## 目 次

第1章	大気汚染	
1	大気汚染の監視体制	1
2	測定結果	3
3	光化学スモッグ及び微小粒子状物質 (PM2.5)	11
4	環境基準	12
第2章	水質汚濁	
1	水質汚濁の監視体制	15
2	測定結果	16
3	環境基準	24
第3章	騒音・振動	
1	騒音・振動の監視体制	30
2	測定結果	30
3	環境基準	36
第4章	地盤沈下	
1	地盤沈下の監視体制	38
2	測定結果	38
第5章	土壌汚染	
1	土壌汚染対策の現状	40
第6章	届出、立入検査、その他	
1	公害関係法令の届出状況	42
2	立入検査状況	51
3	その他	52
第7章	公害苦情	
1	苦情の概要	53

## 巻 末 資 料

【大気汚染】	
大気自動測定機による	
窒素酸化物濃度、微小粒子状物質濃度の測定結果	56
二酸化硫黄濃度、浮遊粒子状物質濃度の測定結果	57
一酸化炭素濃度、光化学オキシダント濃度、炭化水素濃度の測定結果	58
有害大気汚染物質等(ダイオキシン類を除く)の測定結果	59
ダイオキシン類(大気)の測定結果	60
【水質汚濁】	
神奈川県公共用水域水質測定計画に基づく水質測定結果(河川)	61
神奈川県公共用水域水質測定計画に基づく水質測定結果(海域)	65
神奈川県地下水質測定計画に基づく水質測定結果	
定点調査	68
メッシュ調査	69
継続監視調査	69
神奈川県地下水質測定計画に基づく水質測定地点図	70
河川水質測定結果	
相模川流入排水路(天神森、鹿見堂、馬入)	73
金目川本川(土屋橋歩道橋、吾妻橋、東雲橋、下花水橋)	74
金目川流入河川(座禅川寺分大橋、三笠川、河内川下河原橋)	78
<b>鈴川本川(舟橋、平塚橋)</b>	79
<b>鈴川流入排水路(榎田排水路、金田排水路)</b>	81
渋田川本川(土安橋)	82
渋田川流入河川(歌川、笠張川、新川新土井口橋)	83
不動川(中沢橋)	84
【騒音・振動】	
自動車騒音常時監視調査結果	85
自動車騒音・振動測定結果	87
新幹線鉄道騒音・振動測定結果	87
【地盤沈下】	
精密水準測量による年度別変動量(前回比)	88
精密水準測量過去10年間の調査結果	89
【公害苦情】	
種類別・用途地域別経年変化、種類別・用途地域別件数	90
種類別業種別苦情受付件数	91
用途地域別業種別苦情受付件数	92
【その他】	
用語解説	93
環境問題の動き	97

## 第1章 大気汚染

#### 1 大気汚染の監視体制

本市では、大気汚染防止法第 22 条第 1 項<sup>※1</sup> の規定に基づき、大気自動測定機による大気汚染の常時監視測定を行っています。測定項目は、硫黄酸化物、窒素酸化物、一酸化炭素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び炭化水素です。また、汚染の動向を調べるため、気象も観測しています。さらに、有害大気汚染物質調査やダイオキシン類調査を実施しています。

令和2年度の大気監視測定地点を表1-1及び図1-1に示します。

表 1 - 1 令和 2 年度 大気監視測定地点

		測定内容									
		大気自動測定機による常時監視						視	有	ダ	①大気自動測定機による常 時監視の測定局区分
図記号	測定地点 (所在地)	硫黄酸化物	窒素酸化物	一酸化炭素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	炭化水素	害大気汚染物質	イオキシン類	で で で で で で で で で で で で で で で で で で で
Α	大野公民館 (東真土 2-12-1)	0	0		0	0		0			①一般環境大気測定局
В	神田小学校 (田村 6-1-1)	0	0		0	0			0		①一般環境大気測定局 ②沿道
С	旭小学校 (河内 307)	$\circ$	0		0	0	$\circ$	$\circ$	0	0	①一般環境大気測定局 ②一般環境 ③一般環境
D	花水小学校 (龍城ケ丘 5-62)	$\circ$	$\circ$		$\circ$	0					①一般環境大気測定局
Е	松原歩道橋 (天沼 2-5)		0	0		0					①自動車排出ガス測定局
F	八幡小学校 (東八幡 3-8-1)								0		②固定発生源周辺
G	平塚市博物館 (浅間町 12-41)									0	③一般環境
Н	土屋小学校 (土屋 3004-2)	0							③一般環境		

<sup>※1</sup> 大気汚染防止法第 22 条第 1 項:都道府県知事<sup>※2</sup>は、大気の汚染の状況を常時監視しなければならない。

<sup>※2</sup> 本市は大気汚染防止法の政令市のため、県が行う常時監視を市が行っている。

## 図1-1 令和2年度 大気監視測定地点図







大気自動測定機による大気汚染の常時監視測定の様子(旭小学校測定局)

#### 2 測定結果

#### (1) 大気自動測定機による常時監視

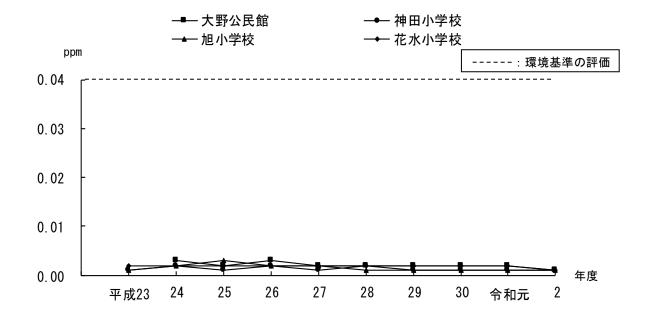
令和2年度の常時監視測定の結果、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質、微小粒子状物質は、全測定局で環境基準を達成しています。光化学オキシダントは、全測定局で環境基準を達成していません。

#### ア 硫黄酸化物 (SOx) [巻末資料 P57 参照]

大気中の硫黄酸化物は、主として重油などの燃料に含まれる硫黄分が、燃焼に伴い酸化されて生成するものです。環境基準は、二酸化硫黄について定められています。

二酸化硫黄の常時監視測定は、一般環境大気測定局4局で実施しています。令和2年度の測定結果は、日平均値の2%除外値が0.001ppm、年平均値が0.000ppm、1時間値の最高値が0.004~0.006ppmでした。全測定局において長期的評価及び短期的評価による環境基準を達成しています。経年変化をみると、近年はほぼ横ばいの状態です。

#### 図1-2 二酸化硫黄の経年変化(日平均値の2%除外値)

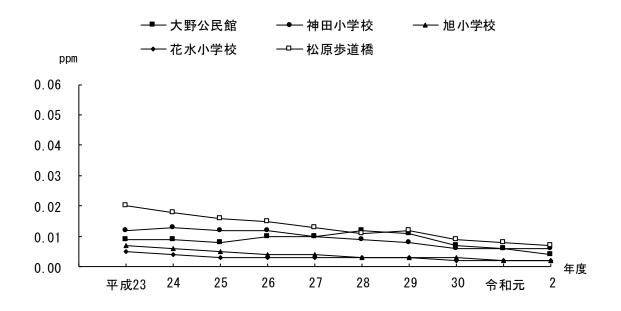


#### イ 窒素酸化物 (NOx) [巻末資料 P56 参照]

窒素酸化物は、物の燃焼に伴い生成するもので、そのほとんどは一酸化窒素です。 一酸化窒素が大気中で徐々に酸化されることによって二酸化窒素になります。二酸 化窒素は、それ自体に毒性があり、光化学スモッグの原因物質にもなっています。 窒素酸化物の常時監視測定は、一般環境大気測定局4局と自動車排出ガス測定局 1局で実施しています。経年変化をみると、近年はほぼ横ばいの状態です。

#### (ア)一酸化窒素 (NO)

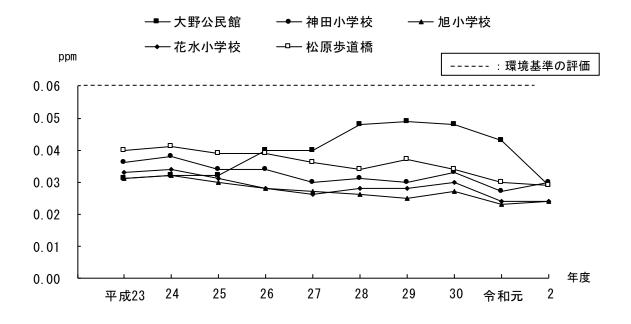
#### 図1-3 一酸化窒素の経年変化(年平均値)



#### (イ) 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

二酸化窒素の令和2年度の測定結果は、日平均値の年間 98%値が 0.024~ 0.030ppm、年平均値が 0.010~0.013ppm でした。全測定局で環境基準を達成しています。

#### 図1-4 二酸化窒素の経年変化(日平均値の年間98%値)

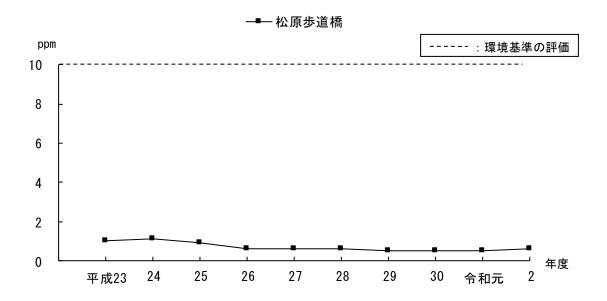


#### ウ 一酸化炭素 (CO) [巻末資料 P58 参照]

一酸化炭素は、炭素を含む物質の不完全燃焼により生成するもので、主に自動車 排出ガスが発生源であるとみられています。

一酸化炭素の常時監視測定は、松原歩道橋測定局(自動車排出ガス測定局)で実施しています。令和2年度の測定結果は、日平均値の2%除外値が0.6ppm、年平均値が0.3ppm、1時間値の最高値が1.7ppmでした。長期的評価及び短期的評価による環境基準を達成しています。経年変化をみると、近年はほぼ横ばいの状態です。

#### 図1-5 一酸化炭素の経年変化(日平均値の2%除外値)



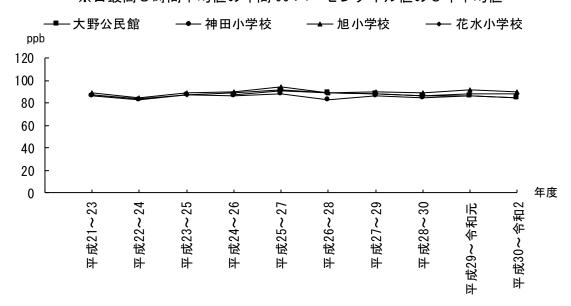
#### エ 光化学オキシダント (0x) [巻末資料 P58 参照]

光化学オキシダントは、大気中の窒素酸化物や炭化水素などが強い紫外線により 反応を起こし、二次的に生成する酸化性物質の総称であり、光化学スモッグの主成 分になります。

光化学オキシダントの常時監視測定は、一般環境大気測定局4局で実施しており、 全測定局において環境基準を達成していません。

なお、平成 26 年9月に環境省から示された「光化学オキシダント濃度の長期的な変化を評価するための新指標(日最高8時間平均値の年間99パーセンタイル値の3年平均値)」による経年変化をみると、近年はほぼ横ばいの状態です。

## 図 1 - 6 光化学オキシダントの新指標\*による経年変化 ※日最高 8 時間平均値の年間 99 パーセンタイル値の 3 年平均値

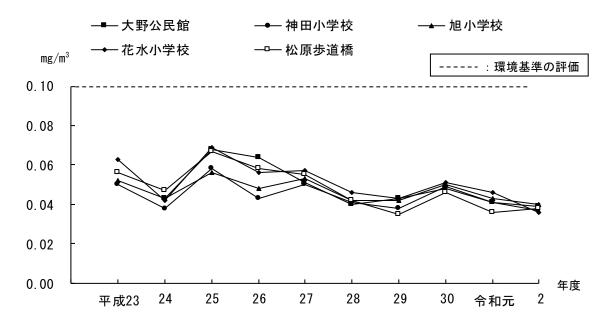


#### 才 浮遊粒子状物質 (SPM) [巻末資料 P57 参照]

浮遊粒子状物質は、大気中に浮遊する粉じんのうち粒径が 10μm (マイクロメートル) 以下のものをいいます。呼吸によって肺の深部まで達するため、呼吸器系に影響があるといわれています。

浮遊粒子状物質の常時監視測定は、一般環境大気測定局4局と自動車排出ガス測定局1局で実施しています。令和2年度の測定結果は、日平均値の2%除外値が0.036~0.040mg/m³、年平均値が0.014~0.016mg/m³、1時間値の最高値が0.096~0.141mg/m³でした。全測定局において環境基準を達成しています。経年変化をみると、近年はほぼ横ばいの状態です。

#### 図1-7 浮遊粒子状物質の経年変化(日平均値の2%除外値)



#### 力 微小粒子状物質 (PM2.5) [巻末資料 P56 参照]

微小粒子状物質は、大気中に浮遊している 2.5 μm 以下の小さな粒子のことです。 非常に小さな粒子であるため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。

微小粒子状物質の常時監視測定は、平成 25 年 1 月から旭小学校測定局(一般環境大気測定局)で開始しました。令和 2 年度の測定結果は、年平均値が 8.7µg/m³、日平均値の年間 98 パーセンタイル値が 22.3µg/m³ でした。長期基準に関する評価及び短期基準に関する評価を達成しており、環境基準を達成しています。

#### 図1-8 微小粒子状物質の経年変化(年平均値)

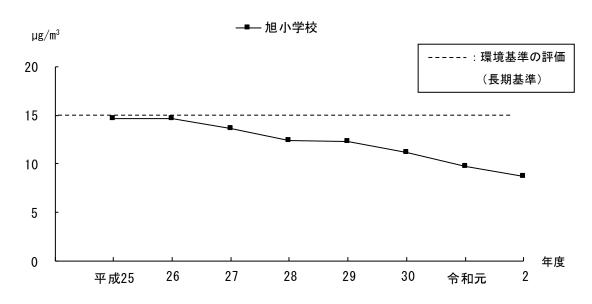
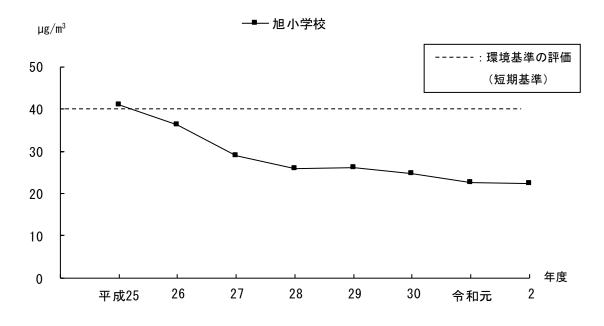


図 1 - 9 微小粒子状物質の経年変化(日平均値の年間 98 パーセンタイル値)



#### (2) 有害大気汚染物質 (ダイオキシン類を除く) [巻末資料 P59-60 参照]

有害大気汚染物質の定義は、「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうお それがある物質で大気の汚染の原因となるもの(ばい煙、特定粉じん及び水銀等を 除く。)」です。 [大気汚染防止法第2条第15項]

有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質のうち、大気汚染による人への健康リスクがある程度高いと考えられる物質を「優先取組物質」と言います。優先取組物質のうち環境基準が設定されている物質は、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの4物質です。また、指針値が設定されている物質は、アクリロニトリル、アセトアルデヒド、塩化ビニルモノマー、塩化メチル、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、1,3-ブタジエン並びにマンガン及びその化合物の11物質です。環境基準が設定されている4物質の測定結果(年平均値)の経年変化は、図1-10~13のとおりです。令和2年度の測定結果(年平均値)は、全測定地点で環境基準を達成しています。また、指針値が設定されている物質の令和2年度の測定結果(年平均値)は、全測定地点で指針値を下回りました。

#### 図1-10 ベンゼンの経年変化(年平均値)

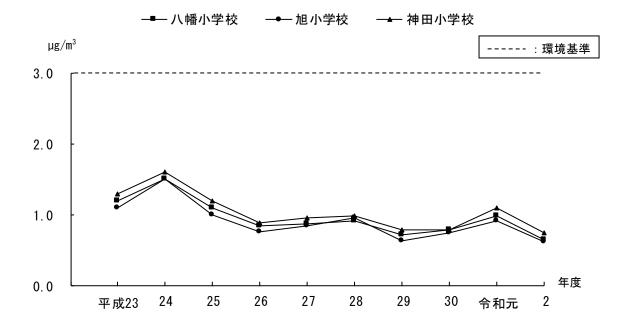


図1-11 トリクロロエチレンの経年変化(年平均値)

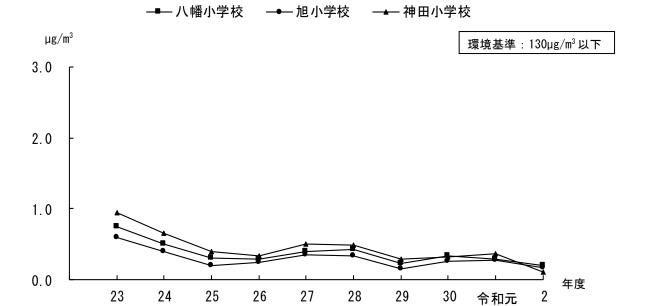
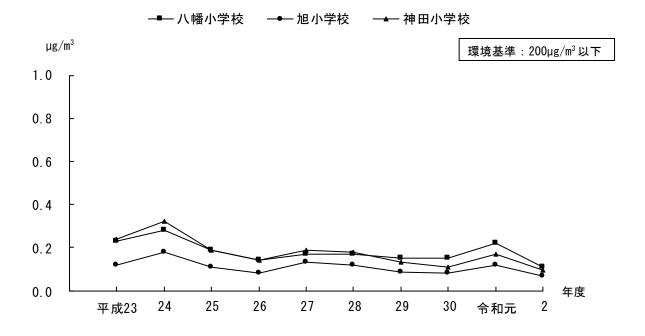
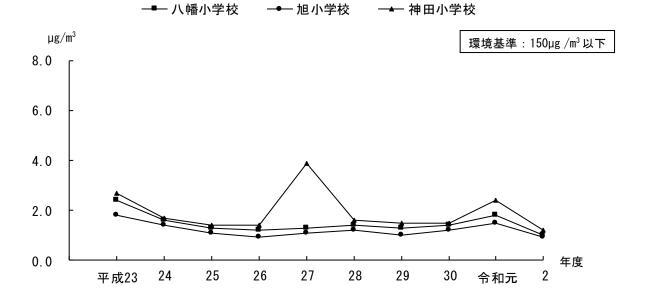


図1-12 テトラクロロエチレンの経年変化(年平均値)



#### 図 1-13 ジクロロメタンの経年変化(年平均値)



#### (3) ダイオキシン類 [巻末資料 P60 参照]

ダイオキシン類は、工業的に製造する物質ではなく、主に廃棄物の焼却に伴って 非意図的に生成される有害な有機塩素化合物の一種です。ダイオキシン類対策特別 措置法では、ポリクロロジベンゾーパラージオキシン (PCDDs) 及びポリクロロジベ ンゾフラン (PCDFs) にコプラナーポリクロロビフェニル (Co-PCBs) を含めてダイ オキシン類と言います。

大気環境中のダイオキシン類濃度を把握するため、ダイオキシン類対策特別措置 法第26条第1項<sup>\*\*1</sup>及び第27条第1項<sup>\*\*2</sup>の規定に基づき、神奈川県が平塚市博物館 で調査を行っています。また、本市では、神奈川県と協議して、令和2年度は、土 屋小学校及び旭小学校で調査を行いました。各調査地点の測定結果(年平均値)は、 平塚市博物館が0.021pg-TEQ/m³、土屋小学校が0.013pg-TEQ/m³、旭小学校が 0.017pg-TEQ/m³でした。全調査地点において環境基準を達成しています。

- ※1 ダイオキシン類対策特別措置法第26条第1項:都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る大気、水質(水底の底質を含む。以下同じ。)及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況を常時監視しなければならない。
- ※2 ダイオキシン類対策特別措置法第27条第1項:都道府県知事は、国の地方行政機関の長及び地方公共団体の長と協議して、当該都道府県の区域に係る大気、水質及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況についての調査測定をするものとする。

#### 3 光化学スモッグ及び微小粒子状物質 (PM2.5)

#### (1) 光化学スモッグ注意報等

自動車の排出ガスや工場からのばい煙に含まれている炭化水素や窒素酸化物は、太陽の強い紫外線を受けて光化学反応を起こし、光化学オキシダントなどに変化します。この時にできた光化学オキシダントは、気象条件により白くモヤがかかった様な状態になります。この状態を「光化学スモッグ」と呼んでいます。

神奈川県では県下を8つの地域に分け、光化学スモッグ注意報等を発令しています。 湘南地域に注意報等が発令された場合、市は防災行政無線等を利用して周知を行っています。本市における令和2年度の注意報の発令回数は0回で、被害の届出はありませんでした。最近10年の注意報発令回数と被害届出者数は表1-2のとおりです。

光化学スモッグ対策として法律・条例等で炭化水素系物質や窒素酸化物の排出規制を 行っています。しかし、光化学スモッグの発生はそれらの物質の濃度だけではなく、気 象条件とも密接な関係があります。気温が高い、風が弱い、日差しが強いといった条件 が重なると光化学スモッグ注意報等の発令の可能性が高くなるため、注意が必要です。

女 - 7010 17	Z · Z · John J · · · · · · · · · · · · · · · · · ·									
項目	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	令和	令和
大 口	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
注意報発令回数(回)	4	0	10	3	3	3	4	1	1	0
被害届出者数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表 1-2 光化学スモッグ注意報発令状況(湘南地域)

## (2) 微小粒子状物質 (PM2.5) 高濃度予報

大気中に浮遊している粒子のうち、粒径 2.5 マイクロメートル以下の微小な粒子を「微小粒子状物質 (PM2.5)」といいます。PM2.5 は非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。

神奈川県では毎日、微小粒子状物質 (PM2.5) の高濃度の予想を行い、PM2.5 の大気中濃度が高くなるおそれがあるときは、高濃度予報を行っています。高濃度予報が出た場合、市は防災行政無線等を利用して周知を行います。

高濃度予報は、「午前中の早めの時間帯の判断」と「午後からの活動に備えた判断」の2つの判定方法により提供されます。

「午前中の早めの時間帯の判断」は、県内の一般環境測定局における午前5時、6時及び7時の1時間値の平均値からその中央値<sup>\*1</sup>を求め、85μg/m³を超過した場合、「日平均値が70μg/m³を超えるおそれがある」と判断し、午前8時に、県内全域を対象に「PM2.5高濃度予報」が出されます。

※1 平均値を大きい順に並べ、中央の順位にある値

「午後からの活動に備えた判断」は、県内の一般環境測定局における午前 5 時から 12 時までの 1 時間値の平均値が  $80\mu g/m^3$  を超過した局がある場合に、「日平均値が  $70\mu g/m^3$  を超えるおそれがある」と判断し、午後 1 時までに、県内全域を対象に「PM2. 5 高濃度予報」が出されます。

なお、令和2年度は、令和元年度に引き続き、県内で高濃度予報が出された回数は0回で、高濃度予報の制度が始まって以来、県内ではまだ一度も予報が出されていません。

#### 4 環境基準

環境基準は、環境基本法第16条の規定に基づき、大気汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として定められています。

#### (1) 大気汚染に係る環境基準及び評価方法

連続監視の対象となっている汚染物質の環境基準及び評価方法は、**表 1-3**及び**表 1-4**のとおりです。

表1-3 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方 法
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が 0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が 0.20mg/m³以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方 法又はこの方法によって測定された重量濃度と直接的な関係を 有する量が得られる光散乱法、 圧電天びん法若しくはベータ線 吸収法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下で あること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光 度法又はオゾンを用いる化学発 光法
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、 紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
微小粒子状物質	1 年平均値が 15μg/m³以下であり、かつ、 1 日平均値が 35μg/m³以下であること。	微小粒子状物質による大気の汚 気ことを ができると認められる場所に 連過捕集による質量よっな 測定方法、で 連定を 連定を 連続を で で で で で で で で で で で で で で で 、 濾過捕集による 質 よっな に は こ に が で り に り た れ た ら れ る ら に の 方 と 認 め ら れ る に の 方 と に の 方 と に の 方 と に の ら に の ら に の ら と ら に の ら と ら に ら と ら と ら に ら ら と ら れ る ら ら ら と ら ら ら ら ら と ら ら と ら ら と ら と ら

- 備考 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10µm 以下 のものをいう。
  - 2 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内 にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、 又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
  - 3 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学 反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するもの に限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
  - 4 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μm の粒子 を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に 採取される粒子をいう。

表1-4 環境基準の評価方法

物質	評価方法
二酸化硫黄	<長期的評価> 年間にわたる1日平均値につき、測定値の高い方から数えて2%の範囲内にあるもの(365日分の測定値がある場合は7日分の測定値)を除外した後の最高値(以下「2%除外値」という。)が0.04ppm以下であり、かつ、年間を通じて1日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないこと。 <短期的評価> 全ての1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	<長期的評価> 年間にわたる1日平均値につき、2%除外値が10ppm以下であり、かつ、年間を通じて1日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続しないこと。 <短期的評価> 全ての1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値(24時~8時、8時~16時、16時~24時までの時間帯の平均値)が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	<長期的評価> 年間にわたる1日平均値につき、2%除外値が0.10mg/m³以下であり、かつ、年間を通じて1日平均値が0.10mg/m³を超える日が2日以上連続しないこと。 <短期的評価> 全ての1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。
二酸化窒素	年間にわたる1日平均値につき、測定値の低い方から数えて 98%に相当するもの(365日分の測定値がある場合は358日目の測定値。以下「年間98%値」という。)が0.06ppm以下であること。
光化学オキシダント	昼間(5時~20時)の1時間値が環境基準を超えないこと。
微小粒子状物質	長期基準に関する評価と短期基準に関する評価を各々行ったうえで、両方を満足した場合に、環境基準が達成されたと判断する。 <長期基準に関する評価> 測定結果の1年平均値が15μg/m³以下であること。 <短期基準に関する評価> 測定結果の1日平均値の年間98パーセンタイル値を日平均値の代表値として35μg/m³以下であること。

(注)評価は、有効測定局の結果を用いて行う。(短期的評価、光化学オキシダントは除く。) 有効測定局とは、年間の測定時間が6000時間以上(微小粒子状物質は年間250日以上の有効 測定日数。)の測定局をいう。有効測定日数は、1時間値が1日20時間以上測定された日数 である。

#### (2) 有害大気汚染物質に係る環境基準及び指針値

有害大気汚染物質に係る環境基準が設定されているベンゼン等 4 物質の環境基準は、 $\mathbf{表} 1 - \mathbf{5}$  のとおりです。また、指針値が設定されているアクリロニトリル等 11 物質の指針値は、 $\mathbf{表} 1 - \mathbf{6}$  のとおりです。

表1-5 有害大気汚染物質 (ベンゼン等) に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
ベンゼン	1年平均値が 0.003mg/m³以下であること。	キャニスター又は捕集管 により採取した試料をガ
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m³以下であること。	スクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
テトラクロロエチレン	1年平均値が 0.2mg/m³以下であること。	を標準法とする。また、当 該物質に関し、標準法と同 等以上の性能を有すると
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m³以下であること。	認められる方法とする。

[備考] ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることに鑑み、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

#### 表 1 - 6 有害大気汚染物質 (アクリロニトリル等) に係る指針値

物質	指針値
アクリロニトリル	1年平均値が 2μg/m³以下であること。
アセトアルデヒド**	1年平均値が 120μg/m³以下であること。
塩化ビニルモノマー	1年平均値が 10μg/m³以下であること。
塩化メチル*	1年平均値が 94μg/m³以下であること。
クロロホルム	1年平均値が 18μg/m³以下であること。
1,2-ジクロロエタン	1年平均値が 1.6μg/m³以下であること。
水銀及びその化合物	1年平均値が 0.04μg Hg/m³以下であること。
ニッケル化合物	1年平均値が 0.025μg Ni/m³以下であること。
ヒ素及びその化合物	1年平均値が 6ng As/m³以下であること。
1,3-ブタジエン	1 年平均値が 2. 5μg/m³以下であること。
マンガン及びその化合物	1年平均値が 0.14μg Mn/m³以下であること。

<sup>※</sup>令和2年8月20日付けで指針値が設定されました。

#### (3) ダイオキシン類 (大気) に係る環境基準

ダイオキシン類(大気)に係る環境基準は、表1-7のとおりです。

#### 表 1-7 ダイオキシン類 (大気) に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法		
ダイオキシン類	1年平均値が 0.6pg-TEQ/m³以下 であること。	ポリウレタンフォームを装着した 採取筒をろ紙後段に取り付けたエ アサンプラーにより採取した試料 を高分解能ガスクロマトグラフ質 量分析計により測定する方法。		
〔備考〕基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。				

<sup>(</sup>注)環境基準(表1-3、表1-5、表1-7)は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

## 第2章 水質汚濁

#### 1 水質汚濁の監視体制

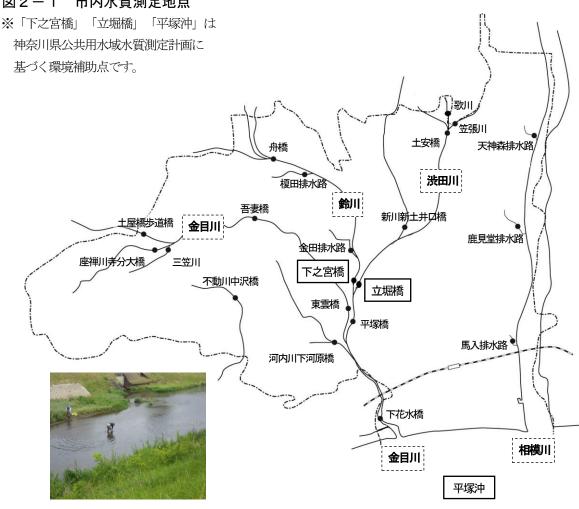
#### (1)公共用水域及び地下水

公共用水域については、神奈川県公共用水域水質測定計画に基づき、環境補助点 である下之宮橋(鈴川)、立堀橋(渋田川)及び平塚沖(北緯 35°18′24″、東経 139°21′01″の地点)の計3地点で水質測定を毎月実施しています。また、市独自 に定めた市内河川等19地点で水質測定を実施しています。(図2-1)

地下水については、神奈川県地下水質測定計画に基づき、定点調査、メッシュ調 査及び継続監視調査を実施しています。定点調査は、長期的な観点から水質の経年 変化を把握するための調査です。メッシュ調査は、市内の地下水汚染状況を把握す るための調査で、市内全域を約2キロメートル四方のメッシュに区分し、全メッシ ュを4年かけて調査します。継続監視調査は、前年度までの調査で環境基準値を超 過した項目がある地点を継続的に監視する調査です。環境基準値を超過した地点が 発見された場合は、周辺地域の地下水を追跡調査し、原因の究明を行っています。

#### 図2-1 市内水質測定地点

河川での採水の様子



#### (2) 工場・事業場排水

工場・事業場から公共用水域へ排出される排水は、水質汚濁防止法や神奈川県生活環境の保全等に関する条例により規制されています。

本市では、水質汚濁防止法や神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく立 入調査や排水検査を随時実施しています。立入調査した結果に違反等がある場合は、 必要な指導や助言を行っています。また、河川等で水質異常が発見された場合は、 県の定める「公共用水域における汚水・廃液等による水質事故対策要綱」に基づき 迅速に原因を究明し、汚染範囲の拡大防止と発生源である事業者等に対する指導を 行っています。

#### 2 測定結果

令和2年度の測定結果は次のとおりです。測定結果の詳細は巻末の参考資料に掲載しています。

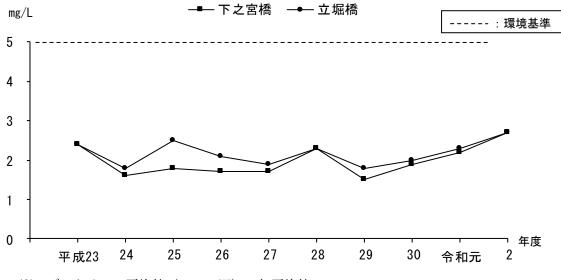
#### (1) 神奈川県水質測定計画に基づく水質測定

#### ア 河川 [巻末資料 P61-64 参照]

令和2年度は、BOD(生物化学的酸素要求量)の75%水質値は2地点ともに環境 基準を達成しています。他の項目についても環境基準を達成しています。

河川の水質汚濁の状況を示す一般的指標である BOD (生物化学的酸素要求量) の年平均値は、図2-2に示すとおりです。

#### 図2-2 下之宮橋及び立堀橋におけるBOD年平均値の推移



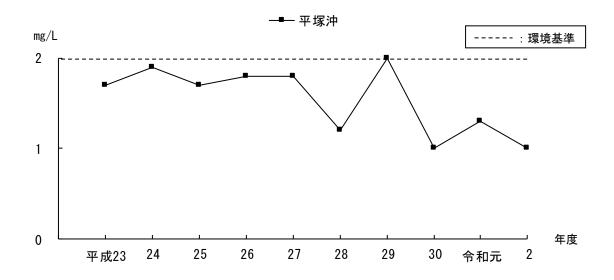
※ データは、日平均値(1日4回)の年平均値

#### イ 海域 〔巻末資料 P65-67 参照〕

令和2年度は、COD(化学的酸素要求量)の 75%水質値は環境基準を達成しています。他の項目についても環境基準を達成しています。

海域の水質汚濁の状況を示す一般的指標である COD (化学的酸素要求量) の年平均値は、図2-3に示すとおりです。

#### 図2-3 平塚沖における COD 年平均値の推移



※データは、日平均値(上層(水面下 0.5m)と下層(底上 1 m)で1日1回ずつ)の 年平均値

(注)水域類型が指定されている環境基準点において、「75%水質値」が類型の環境基準に 適合している場合に、当該水域が環境基準を達成していると評価する。 75%水質値とは、公共用水域における、通常の状態(低水量以上の状態)に相当す る水質のレベルとして、年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順 に並べたときの 0.75×n 番目 (n は日間平均値のデータ数)のデータ値をいう。

#### ウ 地下水〔巻末資料 P68-69 参照〕

令和2年度は、定点調査を8地点、メッシュ調査を5地点、継続監視調査を9地点、計22地点において調査を実施しました。測定結果は、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が4地点で環境基準を達成していませんでした。

#### (2) 市内河川自主水質測定

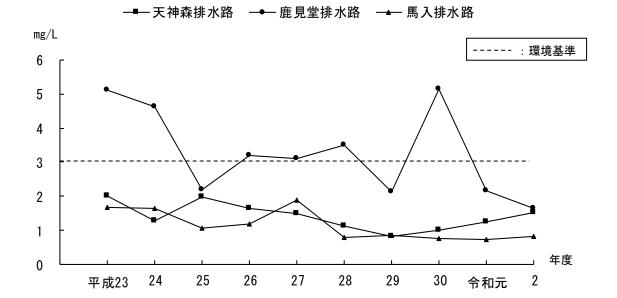
令和2年度は、全ての地点で環境基準に適合していました。

#### ア BOD の経年変化

#### (ア) 相模川流入排水路 [巻末資料 P73 参照]

相模川流入排水路の令和2年度の年平均値は、**図2-4**に示すとおり、全ての地点で環境基準値を下回っています。

#### 図2-4 相模川流入排水路

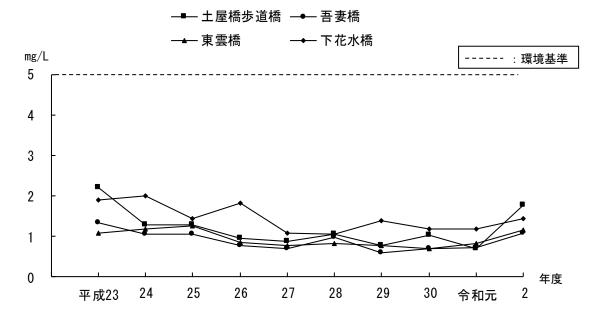


(注)環境評価は、流入先の相模川の環境基準値と比較しています。

#### (イ) 金目川本川 [巻末資料 P74-77 参照]

金目川本川の令和 2 年度の年平均値は、図 2 - 5 に示すとおり、全ての地点で環境基準値を下回っています。

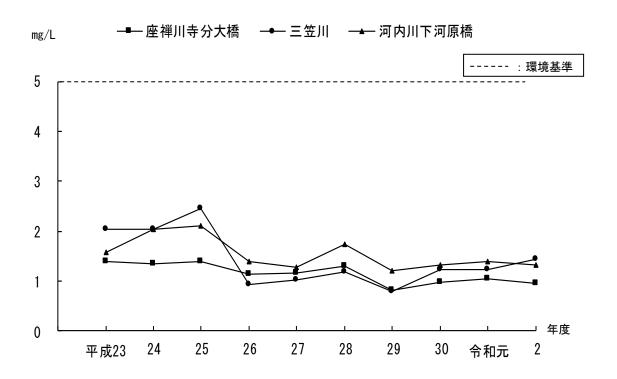
#### 図2-5 金目川本川



#### (ウ) 金目川流入河川 [巻末資料 P78 参照]

金目川流入河川の令和2年度の年平均値は、**図2-6**に示すとおり、全ての地点で環境基準値を下回っています。

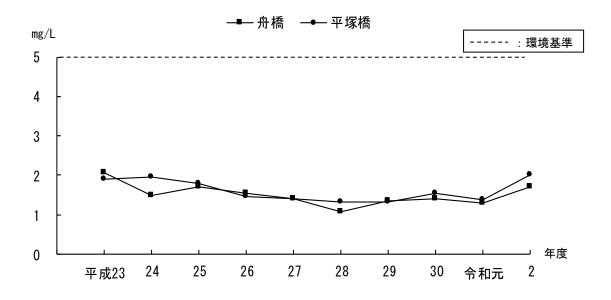
#### 図2-6 金目川流入河川



#### (工) 鈴川本川〔巻末資料 P79-80 参照〕

鈴川本川の令和 2 年度の年平均値は、図 2 - 7 に示すとおり、全ての地点で環境基準値を下回っています。

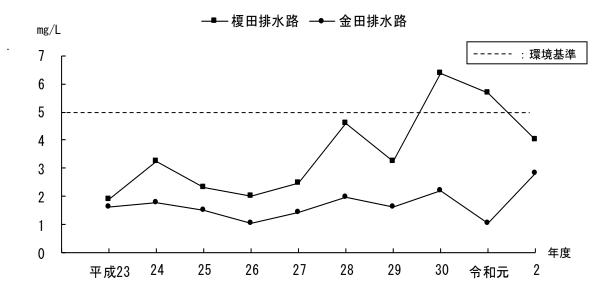
#### 図2-7 鈴川本川



#### (才) 鈴川流入排水路 [巻末資料 P81 参照]

鈴川流入排水路の令和2年度の年平均値は、**図2−8**に示すとおり、全ての地点で環境基準値を下回っています。

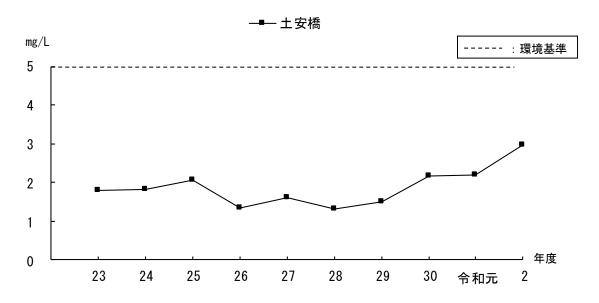
#### 図2-8 鈴川流入排水路



#### (力) 渋田川本川〔巻末資料 P82 参照〕

渋田川本川の令和2年度の年平均値は、図2-9に示すとおり、全ての地点で環境基準値を下回っています。

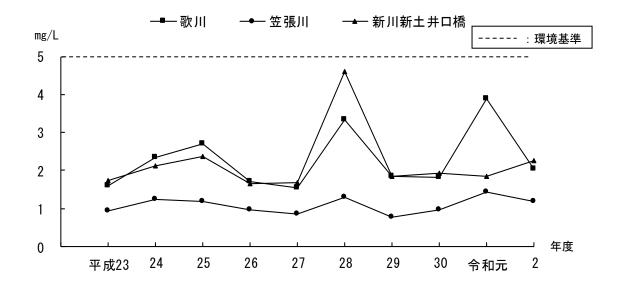
#### 図2-9 渋田川本川



#### (キ) 渋田川流入河川 [巻末資料 P83 参照]

渋田川流入河川の令和2年度の年平均値は、**図2-10** に示すとおりで、全ての地点で環境基準値を下回っています。

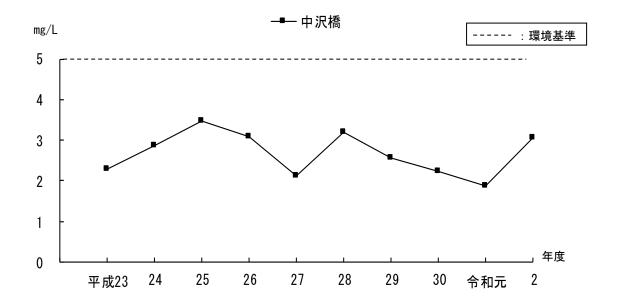
#### 図2-10 渋田川流入河川



## (ク) 不動川 [巻末資料 P84 参照]

不動川の令和 2 年度の年平均値は $\mathbf{Z} - \mathbf{1} \mathbf{1}$  に示すとおり、環境基準値を下回っています。

## 図2-11 不動川

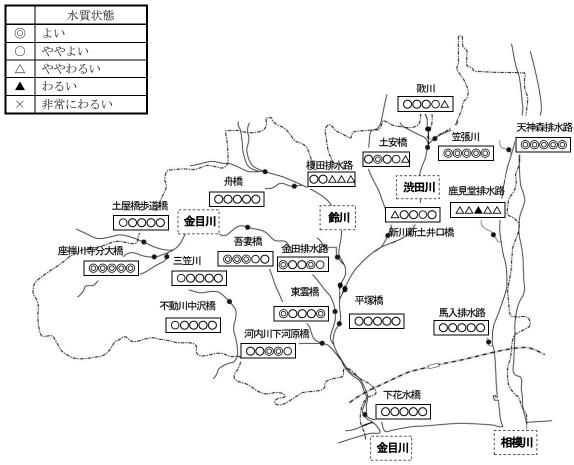


#### ウ総合水質評価

Table 式総合水質指標(資料:神奈川県公害センター※年報・昭和58年第15号)を用いて水質評価を行うと、図2-12のようになります。この評価法はDO(溶存酸素量)・BOD・燐酸態燐・アンモニア性窒素の各項目から算出した得点を合計し、総得点により評価する方法です。各項目の算出には、年平均値を使用しています。評価記号は、左から平成28年度・29年度・30年度・令和元年度、2年度の順で記載しています。

#### 図2-12 総合水質評価

凡例



※「神奈川県公害センター」は平成3年4月に組織改変によって廃止され、それに代わる組織として現在は平塚市四之宮一丁目に「神奈川県環境科学センター」が設立されています。

#### 3 環境基準

#### (1) 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準

環境基本法に基づき「公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を 保護し及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準」として定められて いて、人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)と生活環境の保全に関する環境 基準(生活環境項目)から成り立っています。

表2-1 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003 mg/L以下	日本産業規格K0102(以下「規格」という。)55.2、55.3又は55.4に定め る方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法、規格38.1.2及び38.5に定める方法又は昭和46年12月環庁告示59号(以下「告示」という。) 付表1に掲げる方法
鉛	0.01 mg/L以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05 mg/L以下	規格65.2に定める方法(ただし、規格65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあっては、日本産業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒素	0.01 mg/L以下	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下	告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	告示付表3に掲げる方法
РСВ	検出されないこと。	告示付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2.又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006 mg/L以下	告示付表5に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L以下	告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01 mg/L以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	硝酸性窒素にあっては規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8 mg/L以下	規格34.1若しくは34.4に定める方法又は規格34.1c) (注 <sup>(6)</sup> 第三文を除く。)に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び告示付表7に掲げる方法
ほう素	1 mg/L以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	告示付表8に掲げる方法
re. In		

#### 備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。表 2-4 において同じ。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に 換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とす る。

表2-2 生活環境の保全に関する環境基準(河川一般項目)

項			基	準	値	
類型	利用目的の 適 応 性	水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌 群数
AA	水 道 1 級 自然環境保全及 びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L以上	50 MPN/100mL 以下
A	水     道     2     級       水     産     1     級       水     浴       及びB以下の欄       に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L以上	1,000 MPN/100mL 以下
В	水 道 3 級 水 産 2 級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5 mg/L以上	5,000 MPN/100mL 以下
С	水 産 3 級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5 mg/L以上	
D	工業用水 2 級 農業用水 及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2 mg/L以上	
Е	工業用水3級環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ゴミ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/L以上	
測	定方法	規格 12.1 に定める 方法又はガラス電 極を用いる水質自 動監視測定装置に よりこれと同程度 の計測結果の得ら れる方法	規格 21 に定 める方法	告示付表 9 に 掲げる方法	規格 32 に定める方法 又は隔膜電極若しく は光学式センサを用 いる水質自動監視測 定装置によりこれと 同程度の計測結果の 得られる方法	最確数に よる定量 法

#### 備考

- 1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0以上 7.5以下、溶存酸素量 5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる。)。
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
- 4 最確数による定量法とは、次のものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)。 試料 10mL、1mL、0. 1mL、0. 01mL…のように連続した4段階(試料量が 0. 1mL 以下の場合は 1mL に希釈して用いる。)を5本ず つ BGLB 醗酵管に移植し、35~37℃、48±3 時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌鞘場性管とし、各試料量における陽 性管数を求め、これから 100mL 中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移植したものの全部か 又は大多数が大腸菌鞘陽性となるように、また最少量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌鞘陰性となるように適当に 希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができないときは、冷蔵して数時間以内に試験する。
- (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
  - 2 水 道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
    - 水 道 2 級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの 水 道 3 級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
  - 3 水産1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
    - 水 産 2 級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
    - 水 産 3 級 : コイ、フナ等、β--中腐水性水域の水産生物用
  - 4 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
    - 工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
    - 工業用水3級:特殊の浄水操作を行うもの
  - 5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

※市内における河川類型 A類型:相模川 (寒川取水堰より上流)、金目川 (土屋橋の上流端より上流)

B類型:相模川 (寒川取水堰から下流) C類型: A類型及びB類型以外の河川

表2-3 生活環境の保全に関する環境基準(河川水生生物)

項		基	進 準	値	
類型	水生生物の生息状況の適用性	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的 低温域を好む水生生物及び これらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下	
生物 特A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に 掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は 幼稚の生息場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を 好む水生生物及びこれらの 餌 生 物 が 生 息 す る 水 域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L 以下	
生物 特B	生物A又は生物Bの水域のうち、 生物Bの欄に掲げる水生生物の 産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の 生息場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L 以下	
	測定方法	規格53に定める方法	告示表11に掲げる法	告孙振12 (掲 / 8 / 5 / 5 / 5 / 5 / 5 / 5 / 5 / 5 / 5	
備考 1 基準値は、年間平均値とする。					

※市内における河川は、生物B類型

表2-4 生活環境の保全に関する環境基準(海域) 〈抜粋〉

\ 項			基	準	値	
類型	利用目的の 適 応 性	水素イオン濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出 物質(油分等)
А	水産 1級水 浴自然環境保全及び B以下の欄は掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL 以下	変けなること
В	水産2級 工業用水及びCの欄 に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5 mg/L以上		検出されないこと。
С	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2 mg/L以上		
測	定方法	規格 12.1 に定める 方法又はガラス電極 を用いる水質自動監 視則定装置こよりこ れと同程度の引測結 果の得られる方法	規格 17 に定める方法 作だし、B類型の工業用水及び外産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法	規格32に定める方法又は網算事を用いる水質自動監規則定装置こよりこれと同程度の引限結果の得られる方法	最低なよる定量去	告示付表 14 に掲 げる方法

#### 備考

- 1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70 MPN/100mL 以下とする。
- 2 アルカリ性法とは次のものをいう。

試料 50mL を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液 (10w/v%) 1mL を加え、次に過マンガン酸カリウム溶液 (2mmo1/L) 10mL を正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に 20 分放置する。その後よう化カリウム溶液 (10w/v%) 1mL とアジ化ナトリウム溶液 (4w/v%) 1滴を加え、冷却後、硫酸 (2+1) 0.5mL を加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmo1/L) ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式により COD 値を計算する。

 $COD(O_2 \text{ mg/L}) = 0.08 \times (b-a) \times fNa_2S_2O_3 \times 1000/50$ 

a: チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) の滴定値 (mL)

b:蒸留水について行った空試験値(mL)

 $fNa_2S_2O_3$ : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の力価

(注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2 水 産 1 級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用

水産2級:ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

※測定地点「平塚沖」は、A類型

#### (2) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

環境基本法に基づき「地下水の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準」として定められています。

表2-5 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003 mg/L以下	日本産業規格K0102(以下「規格」という。) 55.2、55.3又は55.4 に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法、規格38.1.2及び38.5に定める方法又は昭和46年12月環庁告示59号(以下「告示」という。)付表1に掲げる方法
鉛	0.01 mg/L以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05 mg/L以下	規格65.2に定める方法(ただし、規格65.2.6に定める方法により 塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、日本産業規格 K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒素	0.01 mg/L以下	規格61.2 、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下	昭和46年12月環境庁告示第59号(以下「告示」という。)付表2に 掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	告示付表3に掲げる方法
РСВ	検出されないこと。	告示付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン	0.002 mg/L以下	平成9年3月環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、又は5.3.2に定める方法
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	シス体にあっては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあっては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006 mg/L以下	告示付表5に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L以下	告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01 mg/L以下	日本産業規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び	10 mg/L以下	硝酸性窒素にあっては規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に
亜硝酸性窒素	10 1118/12/5/	定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8 mg/L以下	規格34.1若しくは34.4に定める方法又は規格34.1c) (注 <sup>(6)</sup> 第三文を除く。) に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。) 及び告示付表7に掲げる方法
ほう素	1 mg/L以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	告示付表8に掲げる方法

#### 備老

- 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの 濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じた ものの和とする。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

#### (3) 要監視項目

人の健康の保護に関する物質に相当しますが、公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準項目とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質として「要監視項目」が設定されています。

表2-6 要監視項目及び指針値

#### (公共用水域)

#### 指 針 項 目 値 クロロホルム 0.06 mg/L以下 トランス-1,2-シ゛クロロエチレン 以下 0.04 mg/L1,2-シ゛クロロフ゜ロハ゜ン 0.06 mg/L 以下 以下 p-ジクロロベンゼン $0.2 \, \text{mg/L}$ イソキサチオン 0.008 mg/L以下 ダイアジノン 0.005 mg/L以下 フェニトロチオン 0.003 mg/L以下 イソプロチオラン 以下 0.04 mg/Lオキシン銅 0.04 mg/L以下 クロロタロニル 0.05 mg/L以下 プロピザミド 以下 $0.008 \, \text{mg/L}$ E P Ν 0.006 mg/L 以下 ジクロルボス 以下 0.008 mg/Lフェノブカルブ 0.03 mg/L以下 イプロベンホス $0.008 \, \text{mg/L}$ 以下 クロルニトロフェン $\vdash$ ル 工 $0.6 \, \text{mg/L}$ 以下 キ シ $\nu$ ン $0.4 \, \text{mg/L}$ 以下 フタル酸シ゛エチルヘキシル 以下 0.06 mg/Lケ ル モリブデン 0.07 mg/L以下 0.02 mg/L以下 塩化ビニルモノマー 0.002 mg/L以下 エピクロロヒドリン 0.0004mg/L 以下 全マンガン 0.2 mg/L 以下 0.002 mg/L 以下 ン

#### (地下水)

項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下
フェニトロチオン	0.003 mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下
オキシン銅	0.04 mg/L 以下
クロロタロニル	0.05 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下
E P N	0.006 mg/L 以下
ジクロルボス	0.008 mg/L 以下
フェノブカルブ	0.03 mg/L 以下
イプロベンホス	0.008 mg/L 以下
クロルニトロフェン	
トルエン	0.6 mg/L 以下
キシレン	0.4 mg/L 以下
フタル酸シ゛エチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
ニッケル	
モ リ ブ デ ン	0.07 mg/L 以下
アンチモン	0.02 mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004mg/L 以下
全 マ ン ガ ン	0.2 mg/L 以下
ウ ラ ン	0.002 mg/L 以下

- (注)・クロルニトロフェンは、安全性評価が終了するまで指針値は設定されないこととされました。 (平成6年3月15日付環境庁通知第43号)
  - ・ニッケルは、毒性評価が不確定であるため、指針値が削除されました。(平成11年2月22日付環境庁告示第14号)

#### 第3章 騒音・振動

#### 1 騒音・振動の監視体制

本市では、騒音規制法第 18 条に基づき自動車騒音常時監視調査を行っています。また、自動車騒音・振動、新幹線鉄道騒音・振動について測定を実施しています。

自動車騒音常時監視調査は、沿道における騒音について環境基準の達成状況を明らかにするため、市内の幹線交通を担う道路 5 路線 7 地点 8 区間の現況調査を実施し、評価を行いました。

自動車騒音・振動の自主測定は、市内の主要な道路 5 路線 6 地点で実施しました。 新幹線鉄道騒音・振動の自主測定は、沿線の住居地域 6 地点で実施しました。

#### 2 測定結果

#### (1)自動車騒音常時監視〔巻末資料 P85-86 参照〕

自動車騒音常時監視調査は5年間で監視の対象となる地域全体の評価を行うこととしています。令和2年度は、市内の幹線交通を担う道路5路線7地点8区間において、騒音の現況を調査し、評価を行いました。この測定結果を基に、道路沿道の片側50mの地域に立地する住居ごとに騒音を推計して集計しています。

環境基準は、それぞれの住居が立地する都市計画用途地域と道路の種類、道路からの距離によって決まります。

調査結果は、表3 - 1のとおりです。環境基準の達成率は86.5~100%でした。 なお、平塚秦野線は2評価区間が対象ですが、測定地点は1地点とし、測定を行っていない評価区間は測定結果を準用して評価を行っています。

表 3 - 1 自動車騒音常時監視結果

番号	路線名	測定地点	測定値 (dB)		環境基準 達成率(%)	
			昼間	夜間	昼間	夜間
29	平塚秦野線	南金目 907	69	67	96.1	87.7
30	相模原大磯線	南金目 1259	70	67	100.0	100.0
31	相模原大磯線	広川 775	66	63	97.1	88.5
32	相模原大磯線	上吉沢 63 付近	66	61	89.2	86.5
33	平塚松田線	土屋 979	66	59	100.0	100.0
34	平塚停車場袖ケ浜線	夕陽ケ丘 4	59	51	100.0	100.0
35	上粕屋南金目線	北金目 2 丁目 37	66	60	98.8	99.4

(注) 環境基準 昼間(6時~22時)70dB 夜間(22時~6時)65dB

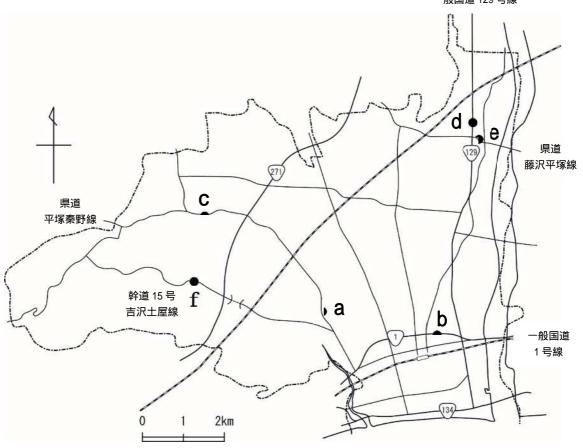
# (2)自動車騒音・振動〔巻末資料 P87 参照〕

自動車騒音・振動の実態を把握するため、市内の主要な道路 5 路線 6 地点において 騒音と振動の測定を実施しました。測定地点は図3 - 1 のとおりです。

図3-1 自動車騒音・振動の測定地点

а	南原(県道平塚秦野線)	d	田村 (一般国道 129 号線)
b	天沼(一般国道1号線)	е	田村 (県道藤沢平塚線)
С	南金目(県道平塚秦野線)	f	上吉沢(幹道 15 号吉沢土屋線)

一般国道 129 号線





測定機器(左:振動計 右:騒音計)



測定風景

騒音は昼間、夜間とも全地点で要請限度値を下回りました。また、昼間、夜間ともに環境基準値以下となった地点は、県道平塚秦野線(南原)、一般国道1号(天沼)の2地点でした。経年変化は昼間、夜間それぞれ図3-2、図3-3のとおりです。

### 図3-2 自動車騒音測定結果経年変化(昼間)

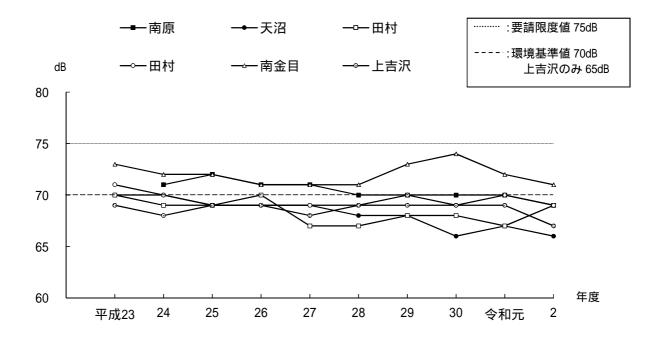
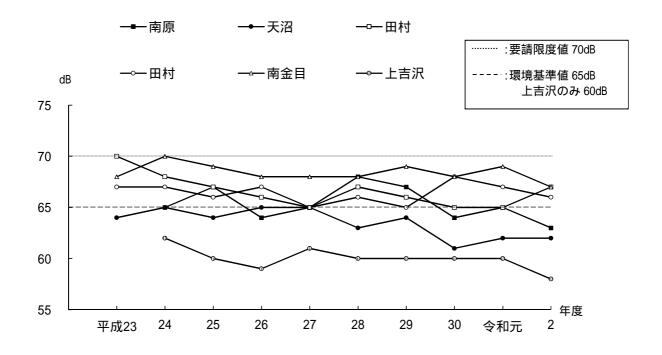


図3-3 自動車騒音測定結果経年変化(夜間)



振動は6地点全ての測定地点で昼間、夜間とも要請限度値を下回っていました。 経年変化は昼間、夜間それぞれ図3-4、図3-5のとおりです。

図3-4 自動車振動測定結果経年変化(昼間)

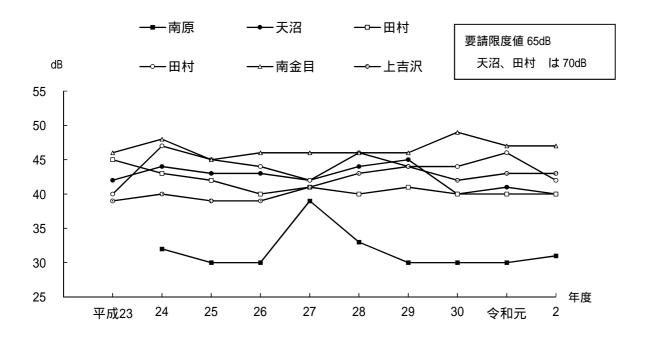
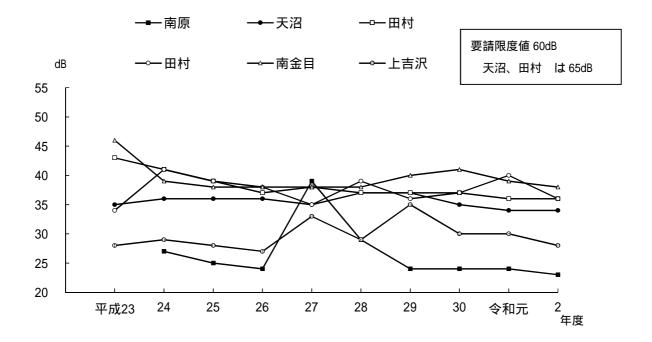


図3-5 自動車振動測定結果経年変化(夜間)



## (3)新幹線鉄道騒音・振動〔巻末資料 P87 参照〕

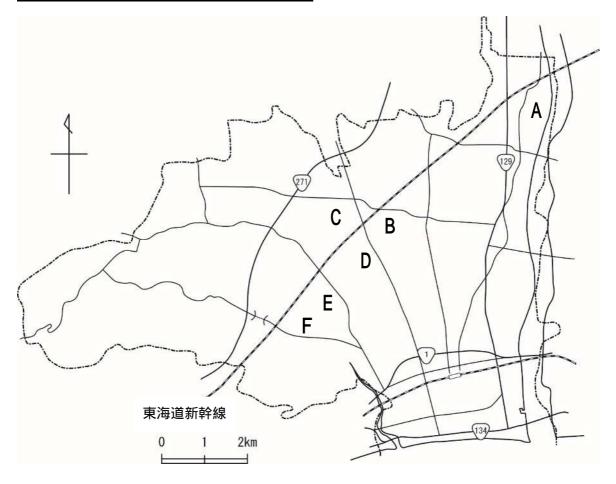
東海道新幹線の軌道は、本市北東部から南西部にかけて一直線に横切っており、軌道沿線については、防音壁の設置、住宅の防音・防振工事が行われています。

本市では近年の運行本数の増加や大幅なスピードアップなどによる新幹線騒音・振動の実態を把握するために、沿線の住居地域6地点(軌道中心から25m)において平成4年度から測定を実施しています。

測定地点は図3-6のとおりです。

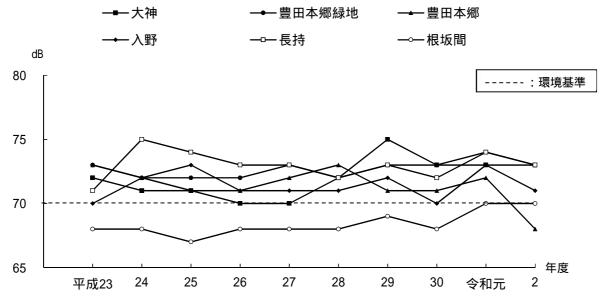
図3-6 新幹線鉄道騒音・振動の測定地点

Α	大神	D	入野
В	豊田本郷緑地	Е	長持
С	豊田本郷	F	根坂間



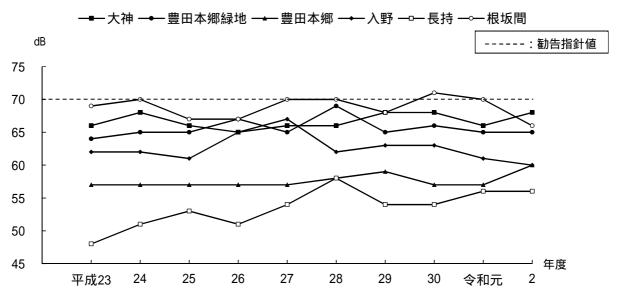
測定結果は、騒音は4地点で環境基準値を超過していました。振動は6地点において勧告指針値以下でした。騒音の経年変化は図3 - 7、振動の経年変化は図3 - 8のとおりです。

## 図3-7 新幹線騒音測定結果経年変化



平成 30 年度は、保線工事に伴う高架線路設備切り替え期間中における測定のため、参考値とします。

### 図3-8 新幹線振動測定結果経年変化



平成 30 年度は、保線工事に伴う高架線路設備切り替え期間中における測定のため、参考値とします。

## 3 環境基準

## (1)騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準については、等価騒音レベルによって評価することとされ、環境基本法に基づく新たな騒音に係る環境基準が平成 11 年 4 月 1 日に施行されました。 地域の類型及び時間の区分により表3 - 2、表3 - 3 のとおりに定められています。

表3-2 騒音に係る環境基準 (道路に面する地域以外の地域)

	昼間	夜間	
地域の類型	午前6時~	午後 10 時 ~	地域の類型の該当地域
	午後 10 時	午前6時	
A A	50dB 以下	40dB 以下	
Α	55dB 以下	45dB 以下	第一種・第二種低層住居専用地或
^	330D PX P	4300 67 1	第一種・第二種中高層住居専用地域
В	55dB 以下	45dB 以下	第一種注思地或 第二種注思地或 準住居地或
В	JOUD IX F	450D 1X P	その他の地域
С	60dB 以下	50dB 以下	近海 新港世或 海工業世或 工業世或

## 表3-3 騒音に係る環境基準(道路に面する地域)

	昼間	夜間	
地域の区分	午前6時~	午後 10 時 ~	地域の類型の該当地域
	午後 10 時	午前6時	
A 地域のうち 2 車線以 上の車線を有する道路 に面する地域	60dB 以下	55dB 以下	第一種·第二種低層住居専用地或 第一種·第二種中高層住居専用地或
B地域のうち2車線以 上の車線を有する道路 に面する地域	65dB 以下	60dB 以下	第一種主呂世域 第二種主呂世或 準住呂世域 その他の地域
C地域のうち車線を有 する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下	近鄰商業世或 商業世或 準工業世或 工業世或

(注) この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値				
昼間	夜間			
70dB 以下	65dB 以下			

#### 備考

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下)によることができる。

### (2)新幹線鉄道騒音に係る環境基準

新幹線鉄道騒音の環境基準は、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい基準として表3-4のとおりに定められています。

表3-4 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	騒音 環境基準値	地域の類型の該当地域
	70dB以下	第一種・第二種低層住居専用地或 第一種・第二種中高層住居専用地或 、第一種住居地或 第二種住居地或 準住居地或 その他の地域
	75dB以下	近端 新業世或 準工業世或 工業世或

なお、新幹線鉄道振動について環境基準は定められていませんが「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)」(昭和51年3月12日環大特第32号)による指針値が70dBと定められています。

### (3)自動車騒音及び道路交通振動要請限度値

自動車騒音及び道路交通振動について、要請限度値が定められています。

自動車騒音要請限度値は表3-5、道路交通振動要請限度値は表3-6のとおりです。

表 3 - 5 自動車騒音要請限度値

		昼間	夜間
	区域の区分	午前6時~	午後 10 時 ~
		午後 10 時	午前6時
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する 区域	65dB 以下	55dB 以下
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する 区域	70dB 以下	65dB 以下
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する 区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB 以下	70dB 以下

(注) 1 a 区域:第一種·第二種低層注語専用地域 第一種·第二種中高層注語専用地域

b区域:第一種主目地域第二種主目地域準に目地域その他の地域

c 区域: 近端端地域 商業地域 準工業地域 工業地域

2 上表に揚げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。)に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては75dB、夜間においては70dBとする。

表 3 - 6 道路交通振動要請限度値

		昼間	夜間
	区域の区分	午前8時~	午後7時~
		午後7時	午前8時
第 1 種 区域	第一種・第二種低層住居専用地域 第一種・第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種主居地域 第二種主居地域 等には その他の地域	65dB 以下	60dB 以下
第2種 区域	近鄰商業也或 商業也或 準工業也或 工業也或	70dB 以下	65dB 以下

# 第4章 地盤沈下

### 1 地盤沈下の監視体制 [巻末資料 P88-89参照]

本市における地盤沈下は、昭和37年頃から発生していたものと推測されます。その原因としては、昭和30年代の高度成長期の企業進出による工業用水(井水)の過剰採取等が考えられます。昭和46年に発表された国土地理院の1等水準測量結果により地盤沈下現象が急速に進んでいることが判明し、その後も毎年数センチメートルずつ沈下しました。このため、昭和48年に本市全域が神奈川県公害防止条例の地下水採取規制地域に指定され、地下水採取が抑制された結果、昭和50年に初めて停止した状態となりました。

地盤沈下の主因である地下水採取量は年々減少傾向にあり、令和 2 年では10,299  $m^2/H$ と令和元年(11,953  $m^2/H$ )に比べて減少していました。

本市では、地盤沈下現象を把握するため、昭和47年以来全市域(67.88 km²)の精密 水準測量調査を実施しています。本調査は、平成25年度から隔年実施になったため、 令和2年度の調査は行っておりません。

地下水位測定調査は、観測井戸4箇所で実施しました。結果は**表4-1**のとおりです。

その他、年2回地下水揚水による塩水化(塩化物イオン濃度が200 mg/Lを超える)の調査を実施しています。結果は**表4-2**のとおりです。

本市の内陸部において塩化物イオン濃度が高いのは、地下深所に閉じ込められた 化石塩水が地下水のくみ上げによってしみ出してきたものであることが分かってい ます。

#### 2 測定結果

地下水位測定結果は、表4-1のとおりです。

表4-1 観測井戸による観測結果 (令和2年1月から12月における平均水位)

松原	四之宮	金	田	大 原
平均水位	平均水位	平均水位	(T. P. m)	平均水位
(T. P. m)	(T. P. m)	本 管	側管	(T. P. m)
0.50	1.45	7. 23	7.63	1.27

(注) (T. P. m) 東京湾平均海面 (最後のmは単位のメートルを表す。)

塩水化調査の結果、令和 2 年 7 月調査では 7 地点、令和 3 年 1 月調査では 6 地点で塩水化が認められました。結果は**表 4 - 2、**調査地点は**図 4 - 1** のとおりです。

表 4 - 2 令和 2 年度地下水塩水化調査結果

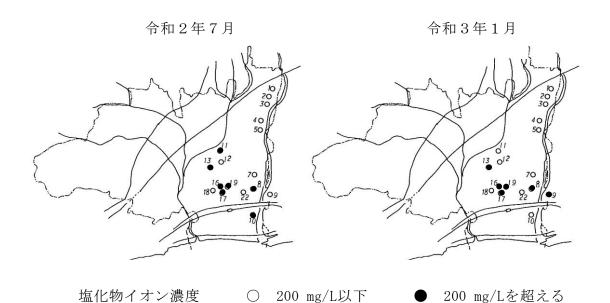
単位: mg/L

地点	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
7月	8	8	8	8	8	-	21	220	150	240	250
1月	10	9	10	9	10	-	25	240	210	130	200

地点	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
7月	110	540	1	ı	480	550	92	320	1	ı	150
1月	110	540	-	-	430	500	97	220	-	_	140

(注) 地点No. 6 は平成21年度、地点No. 15は平成11年度、地点No. 20は平成25年度に、地点No. 21は平成28年度に、地点No. 14は平成29年度(7月は調査を実施)に測定井戸を廃止した。

# 図 4 - 1 地下水塩水化調査地点図



# 第5章 土壌汚染

#### 1 土壌汚染対策の現状

土壌汚染とは、人の活動に伴って排出された有害な物質が土に蓄積されている状態を 言います。特徴は、水中や大気中と違い拡散しづらく、重金属類は土壌中に長期間留ま ることが多いという点です。また、土壌汚染は色や臭いなどでは判断できないので、汚 染しているにもかかわらず放置してしまい、汚染を拡大させてしまうこともあります。

土壌は、いったん汚染されると自然分解や希釈の効果はあまり期待できないため、過去に一度でも汚染させてしまったことが問題になってきます。特に、昔は有害物質として規制されていなかった物質については、取り扱い方によっては汚染を引き起こしている可能性があります。

そこで、土壌汚染を規制するために、典型7公害に対する最後の法律として、土壌汚染対策法が平成14年に成立し、平成15年2月15日から施行されています。法制定後、平成22年4月1日に改正法が施行され、その後、土壌汚染に関する適切なリスク管理を推進するため、平成29年5月19日に土壌汚染対策法の一部を改正する法律が公布され、第1段階が平成30年4月1日に、第2段階が平成31年4月1日に施行されました。

土壌汚染状況調査の対象となる土地は、使用が廃止された水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の土地(法第3条)、3,000㎡以上(現に水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設のある土地は900㎡以上)の土地の形質の変更の届出があった土地のうち、土壌汚染のおそれがあると市長が認めた土地(法第4条)、または土壌汚染により健康被害が生じるおそれがあると市長が認めた土地(法第5条)となっています。土壌汚染状況調査の結果、指定基準等を超える汚染が明らかとなった場合は、市長はその土地を要措置区域、形質変更時要届出区域のいずれかに指定し、公示します。区域指定を行う際の指定基準等は表5-1のとおりです。また、法に基づかない自主的な土壌調査の結果、土壌汚染が判明した場合は、土地所有者等が市長に区域の指定を申請できる制度もあります(法第14条)。

令和2年度の土壌汚染対策法の施行状況は、土壌汚染対策法第3条第1項に基づく調査結果報告が3件、ただし書の確認申請が5件、同条第7項に基づく形質の変更の届出が4件、同条第8項に基づく調査結果報告が4件、同法第4条第1項に基づく形質の変更の届出が16件、同条第2項に基づく調査結果報告が3件、同条第3項に基づく調査結果報告が5件、同法第14条に基づく指定の申請が0件となっており、調査結果の報告による同法第6条に基づく要措置区域の指定は0件、同法第11条に基づく形質変更時要届出区域の指定は1件となっています。

また、神奈川県生活環境の保全等に関する条例(以下「県条例」という。)においても、特定有害物質使用事業所を廃止しようとする時や土地の区画形質の変更を実施する時には土壌調査等の実施が義務づけられています。ダイオキシン類対策特別措置法の第2条に定める特定施設を設置していた事業所についても、特定有害物質使用事業所と同様に、ダイオキシン類について、事業所の廃止時や土地の区画形質の変更時の調査が義務づけられています。

令和2年度の特定有害物質使用事業所の廃止に伴う県条例第59条第3項に基づく届 出は1件あり、ダイオキシン類管理対象事業所の廃止に伴う県条例第63条の2第2項 に基づく届出はありませんでした。

表 5 - 1 指定基準等

	1 旧足坐牛守	指定	基準	加工业材准	
分類	特定有害物質の種類	土壤溶出量基準 (mg/L)	土壤含有量基準 (mg/kg)	地下水基準 (mg/L)	
	クロロエチレン	0.002以下		0.002以下	
	四塩化炭素	0.002以下		0.002以下	
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下		0.004以下	
第一	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下		0.1以下	
種	1,2-ジクロロエチレン	0.04以下		0.04以下	
特定	1, 3-ジクロロプロペン	0.002以下		0.002以下	
有	ジクロロメタン	0.02以下		0.02以下	
害	テトラクロロエチレン	0.01以下		0.01以下	
物質	1, 1, 1-トリクロロエタン	1以下		1以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下		0.006 以下	
	トリクロロエチレン	0.03以下		0.03以下	
	ベンゼン	0.01以下		0.01以下	
	カドミウム及びその化合物	0.01以下	150 以下	0.01以下	
	六価クロム化合物	0.05以下	250 以下	0.05以下	
第一	シアン化合物	検出されないこと	50 以下 (遊離シアンとして)	検出されないこと	
一種特定	水銀及びその化合物	水銀 0.0005 以下、 かつアルキル水銀 が検出されないこ と	15 以下	水銀 0.0005 以下、 かつアルキル水銀 が検出されないこ と	
有害	セレン及びその化合物	0.01以下	150 以下	0.01以下	
	鉛及びその化合物	0.01以下	150 以下	0.01以下	
質	砒素及びその化合物	0.01以下	150 以下	0.01以下	
	ふっ素及びその化合物	0.8以下	4000 以下	0.8以下	
	ほう素及びその化合物	1以下	4000以下	1以下	
第	シマジン	0.003以下		0.003以下	
三	チオベンカルブ	0.02以下		0.02以下	
種 特	チウラム	0.006以下		0.006以下	
定	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと		検出されないこと	
有害物質	有機りん化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	検出されないこと		検出されないこと	

# 第6章 届出、立入検査、その他

## 1 公害関係法令の届出状況

### (1) 大気汚染防止法に基づく届出状況

本市では、大気汚染防止法に基づき、工場・事業場の届出に関する事務を行っています。令和2年度の届出件数は49件で、その内訳は、ばい煙発生施設に係る届出は30件、揮発性有機化合物排出施設に係る届出は5件、一般粉じん発生施設に係る届出は0件、特定粉じん排出等作業実施に係る届出は12件、水銀排出施設に係る届出は2件でした。また、令和2年度末現在の大気汚染防止法に係る工場・事業場数は、ばい煙発生施設が99事業所、揮発性有機化合物排出施設が5事業所、一般粉じん発生施設が4事業所、水銀排出施設が5事業所です。

## ア ばい煙発生施設

### 表 6 一 1 届出状況

単位:件

年度届出の種類	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度
設置届	6	6	3	2	4
使用届	0	0	0	0	0
構造等変更届	3	2	1	1	2
氏名等変更届	25	11	17	19	17
廃止届	7	5	6	7	7
承継届	0	1	1	1	0
合計	41	25	28	30	30
施設を所有する工場・事業場数	106	105	102	98	99

### 表 6 - 2 設置状況(令和 3 年 3 月 31 日現在)

番号	ばい煙発生施設名	ばい煙発生施設	電気工作物・ガス
*	設置数		工作物設置数
1	ボイラー	237	0
5	金属溶解炉	7	0
6	金属加熱炉	3	0
10	反応炉	1	0
11	乾燥炉	8	0
12	電気炉	1	0
13	廃棄物焼却炉	9	0
29	ガスタービン	0	16
30	ディーゼル機関	11	56
31	ガス機関	0	9
合計	·	277	81

<sup>※</sup>番号とは大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる番号を指します。

# イ 揮発性有機化合物排出施設

揮発性有機化合物(以下「VOC」という。)は、浮遊粒子状物質や光化学オキシダントの原因物質のひとつとされています。このため、VOCの排出を抑制することを目的として、平成16年5月に大気汚染防止法が改正され、平成18年4月からVOCの排出規制を開始しました。

表6-3 届出状況

単位:件

年度届出の種類	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度
設置届	0	0	0	0	0
使用届	0	0	0	0	0
構造等変更届	1	1	0	0	0
氏名等変更届	1	2	2	2	4
廃止届	0	1	0	1	1
承継届	0	1	1	1	0
合計	2	5	3	4	5
施設を所有する工場・事業場数	6	6	6	6	5

## 表 6 - 4 設置状況(令和 3 年 3 月 31 日現在)

番号 ※	VOC排出施設名	VOC排出施設 設置数
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の 製造に供する乾燥施設	4
2	塗装施設 (吹付塗装に限る。)	4
3	塗装に供する乾燥施設	1
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ・粘着シート、 はく離紙又は包装材料の製造に係る乾燥施設	1
合計		10

<sup>※</sup>番号とは大気汚染防止法施行令別表第1の2に掲げる番号を指します。

## ウ 一般粉じん発生施設

表6-5 届出状況

単位:件

年度届出の種類	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度
設置届	1	0	0	0	0
使用届	0	0	0	0	0
構造等変更届	0	0	0	0	0
氏名等変更届	1	0	0	2	0
廃止届	1	0	0	0	0
承継届	0	0	0	0	0
合計	3	0	0	2	0
施設を所有する工場・事業場数	4	4	4	4	4

## 表6-6 設置状況(令和3年3月31日現在)

単位:件

番号 ※	一般粉じん発生施設名	一般粉じん発生施設 設置数
2		以巨妖 1
3	ベルトコンベア・バケットコンベア	4
4	破砕機・摩砕機	3
5	ふるい	1
合計		9

<sup>※</sup>番号とは大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる番号を指します。

### エ 特定粉じん排出等作業

特定粉じん排出等作業実施届出書が提出されたアスベスト除去工事については、 飛散防止対策の状況を確認するため、養生完成時に立入調査を実施し、指導を行っ ています。また、必要に応じて周辺環境調査を実施しています。令和2年度は12件 の作業実施届出に対して、延べ16回の立入調査を実施しました。

## 表6-7 届出状況

年度 届出の種類	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
特定粉じん排出等作業実施届	14	16	13	14	12
立入調査	21	29	26	24	16

<sup>(</sup>注) 現在、市内において特定粉じん発生施設を設置している事業所はありません。

## 才 水銀排出施設

水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保することを目的として、平成30年4月に大気汚染防止法が改正され、水銀排出施設に係る届出制度が創設されました。

表6-8 届出状況

単位:件

年度届出の種類	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
設置届	0	0	0
使用届	6	0	0
構造等変更届	2	0	0
氏名等変更届	1	0	0
廃止届	0	0	2
承継届	0	1	0
合計	9	1	2
施設を所有する工場・事業場数	6	6	5

# 表6-9 設置状況(令和3年3月31日現在)

番号	水组排出拡配名	水銀排出施設
水銀排出施設名 ※		設置数
8	廃棄物焼却炉	9
合計		9

<sup>※</sup>番号とは大気汚染防止法施行規則別表第3の3に掲げる番号を指します。

## (2) 水質汚濁防止法に基づく届出状況

本市では、水質汚濁防止法に基づき、工場・事業場の届出に関する事務を行っています。令和2年度の届出件数は109件でした。また、水質汚濁防止法に係る特定事業場数は、令和2年度末現在で290事業場です。

表 6 - 10 届出状況

年度届出の種類	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度
設置届	28	32	14	22	19
使用届	0	0	0	0	0
構造等変更届	25	29	12	25	27
氏名等変更届	33	40	21	25	33
使用廃止届	42	30	21	19	30
承継届	1	2	2	2	0
合計	129	133	70	93	109
特定事業場の総数	306	302	301	299	290

表 6-11 特定施設の種類ごとの設置事業場数(令和 3 年 3 月 31 日現在) 単位:件

番号 <b>※</b> 1	特定施設の種類	事業場数 <b>※</b> 2
1002	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	9
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	7
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	1
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈 でんそう	2
10	飲料製造業の用に供する施設	2
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	1
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設	4
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	10
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	2
23Ø2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	4
27	その他の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	5
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	1
30	発酵工業の用に供する施設	1
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	2
40	脂肪酸製造業の用に供する施設	1
41	香料製造業の用に供する施設	1

46	第28号から前号に掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に 供する施設	8
47	医薬品製造業の用に供する施設	1
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	1
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	4
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	2
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	1
63	金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)の用に 供する施設	2
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	26
66	電気めっき施設	6
66Ø3	旅館業の用に供する施設	6
66 <i>の</i> 4	共同調理場に設置されるちゅう房施設(総床面積500m <sup>2</sup> 未満の事業 場を除く。)	2
66 <i>の</i> 5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設 (総床面積36 0m <sup>2</sup> 未満の事業場を除く。)	4
66 <i>の</i> 6	飲食店に設置されるちゅう房施設(総床面積420m <sup>2</sup> 未満の事業場を 除く。)	4
67	洗濯業の用に供する洗浄施設	63
68	写真現像業の用に供する自動式フイルム現像洗浄施設	5
68 <i>O</i> 2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	3
70の2	自動車特定整備事業の用に供する洗車施設	1
71	自動式車両洗浄施設	61
7102	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環 境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設	25
71Ø3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンに よる洗浄施設	4
71006	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの 蒸留施設	0
72	し尿処理施設(処理対象人員500人以下のし尿浄化槽を除く。)	2
73	下水道終末処理施設	1
74	特定事業場から排出される水の処理施設	4
合計		290

<sup>※1</sup> 番号とは水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる番号を指します。

<sup>※2</sup> 事業場数は、一つの事業場で数種類の特定施設を設置している場合には、主要な特定施設 の欄にのみ計上しています。

## (3)騒音規制法に基づく届出状況

特定工場等から発生する騒音は、騒音規制法により規制されています。令和2年度の届出件数は13件でした。市内の特定工場数は、令和2年度末現在で348工場です。

また、建設工事のうち著しい騒音を発生するとして政令に定める作業については、 特定建設作業として規制されています。令和2年度の騒音規制法に係る特定建設作業 実施届出件数は56件でした。

表 6 - 12 届出状況

単位:件

<b>七                                    </b>						1 1 1
届出の種類	年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
設置届		1	0	2	2	1
使用届		0	0	0	0	0
数変更届		2	0	0	0	0
防止の方法変更届		3	0	0	0	0
承継届		0	1	1	0	1
氏名等変更届		16	17	11	18	8
使用全廃届		9	2	0	4	3
小計		31	20	14	24	13
特定建設作業実施届		54	61	47	58	56
合計		85	81	61	82	69
特定工場等総数		352	350	352	350	348

表 6-13 設置状況(令和 3年 3月 31 日現在)

番号	特定施設の種類	特定施設設置数 2	設置工場数 3
1	金属加工機械	303	72
2	空気圧縮機等	1,007	168
3	土石用又は鉱物用の破砕機等	21	5
5	建設用資材製造機械	10	6
6	穀物用製粉機	2	1
7	木材加工機械	68	24
9	印刷機械	110	34
10	合成樹脂用射出成形機	247	38
合計		1,768	348

- 1 番号とは騒音規制法施行令別表第1に掲げる番号を指します。
- 2 特定施設設置数は、施設の除却等の変更に伴う届出を要しない場合があり実際の設置数とは異なることがあります。
- 3 工場数は、一つの工場で数種類の特定施設を設置している場合には、主要な特定施設の欄に のみ計上しています。

## (4)振動規制法に基づく届出状況

特定工場等から発生する振動は、振動規制法により規制されています。令和2年度の届出件数は10件でした。市内の特定工場数は、令和2年度末現在で201工場です。

また、建設工事のうち著しい振動を発生するとして政令に定める作業については、 特定建設作業として規制されています。令和2年度の振動規制法に係る特定建設作業 実施届出件数は30件でした。

表 6 - 14 届出状況

単位:件

届出の種類	年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
設置届		0	0	2	2	1
使用届		0	0	0	0	0
数変更届		2	3	1	2	1
使用の方法変更届		0	0	0	0	0
防止の方法変更届		3	0	0	0	0
承継届		0	1	0	0	0
氏名等変更届		6	11	5	10	4
使用全廃届		5	1	0	3	4
小計		16	16	8	17	10
特定建設作業実施届		33	35	26	38	30
合計		49	51	34	55	40
特定工場等総数		204	203	205	204	201

表 6-15 設置状況(令和 3年 3月 31 日現在)

番号	特定施設の種類	特定施設設置数 2	設置工場数 3
1	金属加工機械	488	87
2	圧縮機	319	75
3	土石用又は鉱物用の破砕機等	23	3
5	コンクリートブロックマシン等	2	1
7	印刷機械	21	9
9	合成樹脂用射出成形機	271	26
合計		1,124	201

- 1 番号とは振動規制法施行令別表第1に掲げる番号を指します。
- 2 特定施設設置数は、施設の除却等の変更に伴う届出を要しない場合があり実際の設置数と は異なることがあります。
- 3 工場数は、一つの工場で数種類の特定施設を設置している場合には、主要な特定施設の欄に のみ計上しています。

## (5)特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく届出状況

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律において、該当する施設がある、若しくは一定規模以上の特定工場には、管理者、及び統括者等を設置する義務があります。本市では、ダイオキシン類対策特別措置法に係る施設以外の特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく届出に関する事務を行っています。令和2年度末現在の届出特定工場数は41件です。

表 6 - 16 届出状況

単位:	:	件
-----	---	---

年度届出	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
公害防止統括者選任	9	6	8	10	7
公害防止統括者解任	11	5	8	10	6
公害防止統括者の代理者選任	6	7	11	4	6
公害防止統括者の代理者解任	8	6	11	4	5
公害防止管理者選任	10	1	3	1	5
公害防止管理者解任	14	1	3	1	3
公害防止管理者の代理者選任	7	3	8	2	12
公害防止管理者の代理者解任	11	3	9	2	10
合計	76	32	61	34	54
届出特定工場数	41	43	41	41	41

表 6 - 17 選任状況

単位:人

年度 選任の種類	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
公害防止統括者	31	32	34	34	35
公害防止統括者の代理者	30	31	33	33	34
公害防止管理者	46	50	49	50	52
公害防止管理者の代理者	41	45	44	44	46
合計	148	158	160	161	167

## (6)神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく申請・届出の状況

本市では、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、事業所の申請・届出に 関する事務を行っています。神奈川県生活環境の保全等に関する条例に係る指定事業所 数は、令和2年度末現在で445事業所です。

表 6 - 18 申請・届出の件数

単位:件

年度申請・届出	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
設置許可	2	1	0	2	1
変更許可	41	41	27	39	32
廃止届	23	7	5	12	11
廃止確認	1	0	0	0	0
指定事業所数	476	470	465	455	445

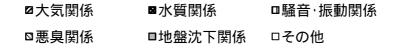
## 2 立入検査状況

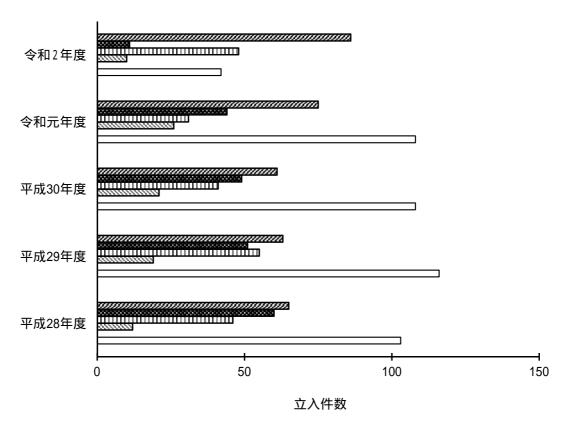
各種公害関係法令に基づき工場・事業場への立入を行い、施設の設置状況、稼働状況等を検査しています。令和2年度は新型コロナウイルス感染防止上の理由により、立入検査を一部中止した関係で、年間での立入検査実施件数は例年と比べて少ない件数となっています。

表 6 - 19 立入検査の状況

分類	年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
大気関係		65	63	61	75	86
水質関係		60	51	49	44	11
騒音・振動関係		46	55	41	31	48
悪臭関係		12	19	21	26	10
地盤沈下関係		0	0	0	0	0
その他		103	116	108	108	42
合計		286	304	280	284	197

### 図 6 - 1 立入検査の状況





## 3 その他

### (1)公害防止協定

本市では、公害が発生するおそれのある大規模事業者と市との間で、法令に基づく公害防止対策のほかに紳士協定とも言うべき公害防止協定や覚書を取り交わし、自己管理を徹底させることによって地域の環境保全に努めています。

また、平成9年から分譲が始まった平塚市東豊田工業団地に立地する企業について も公害防止協定を締結しています。

令和2年度末現在の公害防止協定等の締結状況は、協定を39社と、覚書を2社と 取り交わしています。

# 第7章 公害苦情

## 1 苦情の概要 [巻末資料 P90-92 参照]

公害苦情には、屋外焼却行為(野焼き等)のばい煙による大気汚染・悪臭、飲食店のカラオケ騒音、建設作業現場や工場・事業場の機械に由来する騒音・振動等をはじめ、河川における魚の死亡事故や河川・水路・道路側溝へ油等が流出する水質事故も含まれています。

令和2年度の苦情件数は、令和元年度と同数で、86件でした。その内、騒音に関する苦情が最も多くなっています。騒音に関する苦情は、隣接する事業場の作業音によるもの等、局地的に関わるケースが多く寄せられています。

### 図 7 - 1 苦情種類別経年変化

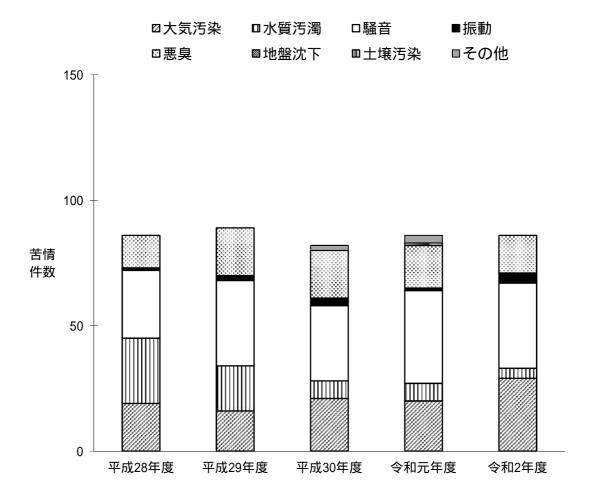


図7-2 苦情用途地域別経年変化

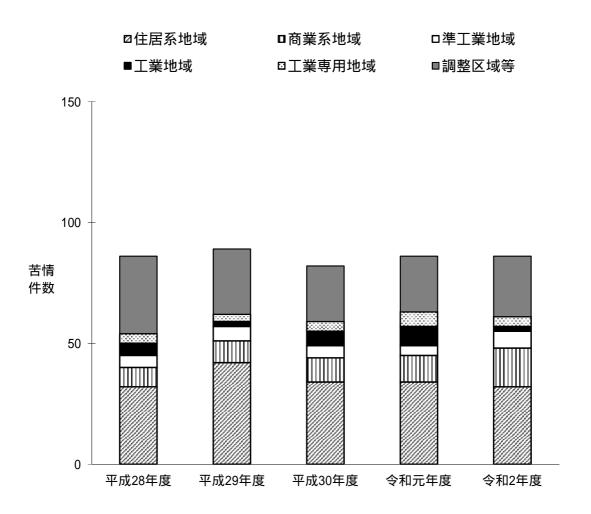
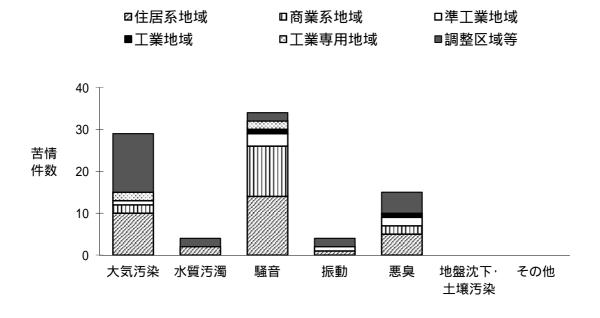


図7-3 令和2年度受付公害苦情の種類別・用途地域別件数



55	